

## 社会福祉法人 障友会 事業計画

社会福祉法人 障友会

（はじめに）

平成26年3月の第45回評議員会、ならびに第128回理事会に提案させていただき採択していただいた平成26年度の法人事業計画は、おかげさまでそのほとんどが計画どおりに実現しました。

一部の事業（すでに年度内に実施済みと、今後の国の内示まち分）を除いて、平成27年度法人事業の大半は、これらにとりくみを本格的に実施し、着実に稼働させてゆくことです。

現在すすめられている国の「社会福祉法人制度改革」への備えも大きな課題です。今、開会中の通常国会。社会福祉法の改正を経て28年度からの施行が予定されています。そのため、27年度は行政からさまざまな指示や指導が示される見込みです。法人制度改革の方向に沿った所要の準備にとりくむ1年になります。

先般明らかにされた改革案は大規模です。その上、制度の根幹にまでふみ込んで抜本的ですらあります。

はたして、永年法人運営、施設運営の拠りどころとしてきた現行の枠組を意識レベルにおいてもどこまで改変してゆけるか、期間の短さもあって大きな危惧のあるところです。

文字どおり鋭意な自覚が求められます。又推進力となるエンジンも必要です。4月以降、評議員会、理事会の強力なご支援をおねがいしなければなりません。

27年度は、この国の、なかでも民間社会福祉の大きな転換期であると同時に、一方で、当法人にとってはひとつの大切な節目の年度でもあります。わずかな歳月の「障友会史」とはいえ、法人の創設、堺みなみの開設以来30年、という記念すべき年です。

これまでの間、さまざまな方面のきわめて多くの方たちの励ましを受け、又、支えられて「今」があります。7月1日には泉北泉ヶ丘の「ビッグ・アイ—国際障害者交流センター」において「法人創設30周年記念式典」を感謝の心で催し、そして他にもいろいろな記念事業を計画しています。

27年度が、来し方の歩みをふりかえり、思いをはせて、そしてゆく末の、40年、50年を見すえて、なお未来にむかうあらたな勇気と力が満ちあふれる1年になることを願わずにはられません。

以下、平成27年度の法人各事業計画の概要です。

### 1) 新築建物「ライフサポートかぎろひ」の開設（グループホーム、エリアサポートグループ、法人本部事務局の複合機能）

平成26年度事業の大きな柱のひとつとして取り組んできた複合機能施設が竣工しました。三つの機能（グループホームなんてん、エリアサポートグループ事務所、法人本部事務局事務所）を備えた複合施設（「ライフサポートかぎろひ」）として4月1日付で開設し、以降稼働させます。

## 2) 法人本部の移設と機能の強化

法人の創設当初から「堺みなみ」内においてきた法人本部を計画のとおり、4月から「ライフサポートかぎろひ」の2階部分に移転させます。そして、拡大する法人業務に適切に対応するため事務局の職員増も含めて法人本部機能を一層強化、充実させます。求められる組織としてのガバナンスを確立するとともに障害者福祉を前進させるための組織基盤の強化にも努めます。

又、附属の会議室（複数）の機動的で有効な活用を企画し、地域社会（住民）へのオープン化についても検討します。

## 3) エリアサポートグループの移設と機能の強化

法人本部事務局の「ライフサポートかぎろひ」への移設と同様、わららか草部内に設置していたエリアサポートグループの事務所を4月以降「かぎろひ」に移転させます。

グループホーム数の増、入居者の増加にあわせて担当職員を増員し、より機動的で質の高い支援の実施に努めます。又、同じ建物内の新グループホーム「グループホームなんてん」への日常的でシームレスな支援を確保します。

## 4) 「グループホームなんてん」の開設

「ライフサポートかぎろひ」の1階部分を「グループホームなんてん」として4月1日付開設します。

当法人にとって国庫補助（建設）を活用したはじめての法人所有グループホームです。

もはや日常的に出現する利用者、家族のニーズに応えます。

## 5) 「グループホームあまの橋」の開設

「長期専有一括借上げ方式」による「グループホームあまの橋」が完成し、「なんてん」同様、4月1日付けの開設です。「一括借上げ方式」としてはふたつめのグループホームです。

借上げ条件は第1号ホームであった「グループホームあいあい」と同様です。利用者、家族の切実なニーズに対応してゆきます。

## 6) 第2指定相談支援事業所「障害者地域生活支援センターともに」の堺みなみ内での開設。

当法人、ふたつめの指定相談支援事業所「ともに」を4月1日付開設します。

堺みなみ2階の、現法人本部事務局の部屋を堺みなみ事務局と共同使用する形で「ともに」の事務所になります。又、相談室を2階廊下の最奥（西づめ）の位置にしつらえます。厳しい報酬基準のため全国的に伸び悩む指定相談支援事業所数。そのため平成27年度から義務化される「計画相談」の低実施率。堺市の要請に応える結果にもなった今般の指定相談支援事業所の開設ですが、障害者の地域生活支援のため前にむかって事業をすすめます。

## 7) 地域活動支援センター遊夢音の事業の継続

平成24年度4月1日開設の市町村事業「地域活動支援センター遊夢音」。3月に実施された堺市のプロポーザルでの審査を経てひきつづきむこう3年間（平成27年度～29年度）の事業受託、事業の継続が確定しました。各種別の障害者、家族など様々な人たちの多様なニーズに応えるべく一層尽力します。

## 8) 「くるみの樹」の大規模修繕の実施

すでに国庫の補助申請済みの「くるみの樹」の大規模修繕事業。今夏に国の決定内示が予定されており、本内示を得てのちすみやかに事業に取り組みます。平成13年の新築開設以来、14年の歳月を経ました。建物内外各部所の経年劣化とともに、利用者の加齢、障害状況の変化など諸条件の変遷により各部屋の仕様などに使い勝手の悪さなども目だってきました。国の補助決定内示を期待しつつ準備をすすめます。

## 9) 法人事業の「中・長期事業計画検討委員会」の再開

「ライフサポートかぎろひ」の東側残余地の有効な活用のため、又、現在国がすすめる社会福祉法人制度改革（平成28年度から実施される予定で、特にいわゆる「内部留保金」に含まれる余裕財産——再投下財産額の使途の明確化の義務化）に伴い当法人としての今後の事業計画——再投下計画（それも現実的で具体的な）の構築が求められることになりました。

「法人の中・長期事業計画検討報告書2012——ゆたかな老後を支えるために——」につづく、あらためての事業計画案作成に向けて、4月以降、中・長期事業計画検討委員会を再度立ち上げます。多様な意見やニーズに根ざした、実現可能な計画を策定し、今後に備えます。

## 10) 法人創立30周年記念事業の実施

今夏、当法人は「堺みなみ」とともに創立30周年の大きな節目をむかえます。

昨年（平成25年）以来、重ねてきた30周年記念事業の準備もいよいよ佳境にはいります。7月1日、泉北泉ヶ丘の「ビッグ・アイー国際障害者交流センター」での記念式典、スライドの上映、30周年記念誌の発刊、記念Tシャツの作成、配布など多様な取り組みを計画しています。障友会後援会の強力な支援を受けての共同実施となります。

## 11) 独立行政法人 医療福祉機構運営の社会福祉施設職員等退職手当共済制度への継続加入

国の社会福祉法人制度改革のひとつとして、医療福祉機構が運営する社会福祉施設職員退職手当共済制度への公的補助金（国、都道府県）の廃止が予定されています。営利法人とのイコールフィッティングを根拠にした措置で、先年、介護保険関係では先行廃止されています。

退職共済手当共済制度は社会福祉法人で働く職員にとっては欠くことのできないきわめて重要な労働条件のひとつで、国の「改革」によつての退会は考えられません。当法人としては法人負担の増加にもかかわらず継続加入の方向ですすすめます。ただし、廃止措置は平成28年度からの予定のため、平成27年度については法人負担の増加を念頭においた予算執行に努めます。

## 12) 法人のキャリアパス制度及び給与」制度の見直し検討と改正

増加する一方の法人事業、それに伴う職員の増加、又職種の多種、多様化など。近年、当法人の職員体制のありようが大きく変化してきました。あわせて現在、国がすすめる社会福祉法人制度改革が具体化されようとしその中では法人職員への処遇のあり方などについても問われています。

社会福祉法人、当法人の諸状況の変化は必然的に現行の職員処遇のあり方の検証を求めています。当法人としては平成27年度、さし当り既設のキャリアパス制度ならびに給与制度のあり方について検討、見直し作業をすすめ、専門的な知見もいれつつ、より時代状況にふさわしい又、法人の規模や理念に対応したこれら制度の改善、再構築にむけての取り組みをすすめます。

### 13) 大阪府社会福祉協議会の「社会貢献事業」への参画

大阪府社会福祉協議会各分会（セルフ分会、成人施設分会等）の求めに応じて、又、他の社会福祉施設に連携して「オール大阪」における「社会貢献事業」に参画します。「オール大阪」による取り組みは平成27年度当初からの予定ですが当法人としては諸般の準備を経て、年度途中からの参画になる見込みです。今後の評議員会、理事会において、諸手続きも含めて提案し、審議をお願いするものです。

### 14) 国の社会福祉法人制度改革の伴う当法人の諸般に関する所要の見直し、改正

国の「社会保障審議会福祉分会」においてすすめられてきた社会福祉法人制度改革の方向性がまとまりました。近く、今通常国会に社会福祉法の改正（案）として上程される予定で、成案が見込まれています。ほとんどの改革案は平成28年度からの施行、実施ですが、平成27年度中に様々な「通知」等が発出される見通しです。

改正内容をめぐっては是非、当否等、様々な意見や立場がありますが当法人の法令遵守の立場からは今後示される諸般の末項について鋭意具体化してゆかねばなりません。

向後の評議員会、理事会において審議に付すべく提案、議決に従って、所要の措置を講じてゆきます。

### 15) 平成28年度から実施される「マイナンバー制度」導入準備

国民の、いわゆる「マイナンバー制度」が平成28年1月から施行される予定です。

当法人として、法人職員の「マイナンバー」に対応すべく必要な準備をすすめます。

### 16) その他の継続事業

- ①法人職員研修の一層の充実（法人研修委員会）
- ②法人の広報活動の一層の充実（法人広報委員会）
- ③虐待防止及び利用者の人権尊重、権利擁護に関する取り組み（法人虐待防止委員会、虐待受付担当者会議）
- ④防災対策の継続的取り組みと諸準備の具体化（法人防災対策委員会）

以上の継続諸事業の検討、実施については管理職職員による責任分担制のもと、執行体制を明確にして着実に取り組みます。